

平成31年度 東京都立永福学園 いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

東京都立永福学園（以下、「本校」とする。）は、いじめが、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるとの認識に立ち、以下の方針によりいじめ問題の防止と解決に取り組む。

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 児童・生徒をいじめから守り、いじめの解決に向けた行動を促す指導を充実させる。
- (3) いじめの防止、早期発見、早期解決に向けた教員の指導力向上に努める。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携した組織的な取組を推進する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、在籍する児童・生徒の保護者及び関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。また、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日）」を受け、いじめ防止対策を計画的、組織的に実施するため、「東京都立永福学園学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応に関して具体的な助言を行う。
- ・本校の特性に応じた効果的な取組に対して助言を行う。

ウ 会議

年3回程度開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、本校人権教育推進会議委員、その他校長が必要と認める者とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるため、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止のため、児童・生徒の課題の共通理解を図る。
- ・問題行動が明らかになった場合は、具体的な対応策を協議する。
- ・管轄警察署は、犯罪行為として取り扱われる事案等への対処について助言する。

ウ 会議

学校サポートチーム連絡会を年2回程度開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導を管轄する主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、コーディネーター、臨床発達心理士、学区域管轄警察署少年係、その他校長が必要と認める者とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許さない。」という意識を学校全体に浸透させる。

イ 日常生活を含めた学習活動全般を通して、人権意識を育み、いじめを行わない態度・能力を育成する。

ウ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上を図る。

エ 児童・生徒を対象にいじめ（インターネットを通じて行われるいじめも含む。）防止指導を学年集会や犯罪被害・加害防止のためのセーフティ教室等で実施する。

オ 保護者を対象にいじめ（インターネットを通じて行われるいじめも含む。）防止の啓発を保護者会やセーフティ教室で実施する。

(2) 早期発見のための取組

ア 就業技術科においては、定期的な面談や臨床発達心理士相談、保健室来室の状況等からいじめの実態を定期的に把握するとともに、生徒がいじめを訴えやすい環境を整備する。

イ 肢体不自由教育部門においては、児童・生徒の変化を察知するとともに、保護者からの相談により、いじめを早期に発見できるよう体制を整備する。

ウ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図る。

エ 校内に目安箱（永福ボックス）を設置し、児童・生徒がいじめを訴え、早期に発見できる環境を整備する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合、学年主任や主幹教諭等と相談し、組織的に速やかに対応する。

イ いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保に努める。

ウ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒に対応する。

エ いじめに気付いた児童・生徒が自分の問題として捉えられるよう指導する。

オ 保護者への支援や助言、関係機関、専門家等との相談や連携を図る。

カ 必要に応じて保護者会を開催し、情報の共有を図る。

キ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、管内の警察と相談しながら対処する。

(4) 重大事態への対処

ア いじめられた児童・生徒の安全の確保を行い、落ち着いて教育が受けられるような環境を確保する。

イ 関係機関、専門家等と相談・連携し、迅速に対応する。

ウ 重大事態発生について、東京都教育委員会に速やかに報告する。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われると認められる事案については、速やかに管内の警察と連携を図る。

オ 東京都教育委員会又は東京都知事が行う重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査に速やかに応じる。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止対策委員会、学校サポートチーム連絡会の記録を全教職員が共有し、いじめ未然防止への意識を高める。
- (2) 臨床発達心理士を講師とし、障害特性の理解について、研修を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会で、いじめを未然に防ぐための学校の取組を知らせる。
- (2) 就業技術科においては、保護者のみで臨床発達心理士相談を受けられることを面談等で周知する。
- (3) 被害・加害の児童・生徒、保護者には、複数の教員及び学校サポートチーム連絡会委員の助言を受けながら対応する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 年3回の学校いじめ対策委員会、年2回の学校サポートチーム連絡会での意見や助言を教職員に周知する。
- (2) 管轄警察署担当者から、セーフティ教室の機会等に校内の視察を依頼し、具体的な課題についての助言を受ける。
- (3) 必要に応じ、児童・生徒の居住地の児童相談所、少年センター、福祉事務所等と情報の共有を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会で年間の取組を報告し、指導・助言を得ることにより、次年度以降のいじめ防止対策に生かす。
- (2) 学校評価アンケートで学校の取組についての意見を集約し、次年度以降のいじめ防止対策に生かす。

附則 本規定は、平成26年10月16日から施行する。

附則 本規定は、平成31年4月1日から施行する。